

## I 修正の趣旨

災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正（令和3年5月）、本県の防災・減災対策を踏まえ、兵庫県地域防災計画を修正する。

## II 主な修正内容

※国防災基本計画の修正を踏まえて修正するものには **国計画**  
 本県の防災・減災対策の取組状況を踏まえて修正するものには **県独自** を記載

### 1 “自らの命は自らが守る”迅速な避難体制の確立

#### (1) 県民に分かりやすい避難情報の伝達

○新たな避難情報の発令【別添資料1-2新旧対照表（主なもの）P1~3】 **国計画**

- 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化、警戒レベル5の災害発生情報を「緊急安全確保」に見直し
- 市町は、迅速かつ適切に避難指示等を発令
- 市町は、災害リスクのある区域に絞って避難情報を発令
- 県民は、マイ避難カード等を活用し、逃げ時等を把握

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1 （災害発生又は切迫）	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
4	避難指示※2 （ひなんしじ）	避難指示（緊急） ・避難勧告
3	高齢者等避難※3 （こうれいしゃとうひなん）	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

※1 緊急安全確保 ※2 避難指示 ※3 高齢者等避難

#### (2) 的確な避難判断力等の養成

①正常性バイアスの克服（P5） **国計画**

- 防災関係機関は、避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性を周知

平成30年7月豪雨における住民の避難行動の課題（H30.11.27国ワーキンググループ調査結果）

- 過去の被災経験等を基準にしてしまい災害の危険性を正しく認識し避難行動を起こせていない
  - 自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）によって避難行動を起こせていない
- <避難しなかった理由>

（1位）これまで災害を経験したことがなかったから （2位）2階に逃げれば大丈夫だと思ったから

②防災人材育成拠点の整備（P4） **県独自**

- 県は、防災リーダーや自主防災組織、自治体職員等多様な防災人材の育成拠点として、広域防災センターに宿泊施設を整備することにより、宿泊研修機能を拡充

防災人材育成拠点の整備内容

- 建設場所：三木市志染町御坂  
（県広域防災センター敷地内）
- 整備面積：1877.77㎡
- 構造：RC（鉄筋コンクリート）造 3階建
- 宿泊定員：55名
- 整備スケジュール  
令和3年度 建設工事  
令和4年6月 研修、宿泊受入開始予定



【宿泊施設の外観パース】

#### (3) 広域的な避難支援体制の検討

○広域避難に向けた体制整備（P5~9） **国計画**

- 市町は、広域避難が必要な場合には、県に報告したうえで、県内の市町に避難者の受け入れを直接協議
- 県は、市町からの要求に応じて、他都道府県に避難者の受け入れを協議するとともに、市町に対して、避難先の受け入れ能力（施設数等）等についての助言を実施
- 県、市町は、応援協定の締結等により、広域避難に向けた関係者間での協力体制を構築
- 県、市町、防災関係機関は、広域避難のための訓練を実施
- 防災関係機関は、大規模広域災害時の広域避難の考え方等について県民に周知
- 県、市町は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組の活用も検討



【原子力災害における広域避難訓練の様子】

## 2 誰一人取り残さない防災の実現

#### (1) 避難行動要支援者の避難支援

①個別避難計画の作成促進（P10~11） **国計画**

- 市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局・関係者の連携のもと、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者（災害リスク、家族構成等）から個別避難計画を作成
- 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制等の整備等、必要な配慮を実施

\* 本県で実施した「防災と福祉の連携促進モデル事業」等による取組（H29~R2）が評価され、この度国で法制度化が実現

令和3年度 防災と福祉の連携による個別避難計画の作成促進に係る取組施策

- 福祉専門職（ケアマネジャー等）に対する防災力向上研修  
災害リスク等を正しく理解し、要支援者に対する支援を行うための知識とスキルを身につけるとともに、個別避難計画を作成し、地域住民と共有するための実践力を習得（県内11会場にて実施予定）

②居宅介護支援事業所等への支援

居宅介護支援事業所等に所属する福祉専門職が平常時のケアプラン等に合わせ、個別避難計画を作成した場合に、報酬として7,000円/件を支給



【計画作成の流れ】

②地区防災計画との一体的運用（P11） **国計画**

- 市町は、地域防災計画に地区防災計画を定める場合は、個別避難計画との整合が図られるよう努めるとともに、両計画の一体的な運用が図られるよう訓練等を実施

\* 本県の地区防災計画策定数：114地区（R2.4.1時点）

## (2) 実効性のある要配慮者利用施設の避難体制の確立

### ○要配慮者利用施設における避難確保計画の実効性確保 (P11~13) 国計画

- ・ 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、病院等）の所有者または管理者は、避難確保計画の策定及び避難訓練を実施した場合には、市町に報告
- ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者から報告を受けた市町は、必要な助言等を実施



【要配慮者の避難訓練の様子】

参考：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況 (R3. 3. 31 時点)

	学校	福祉	医療	全体
浸水想定区域	59.8%	55.6%	49.7%	55.8%
土砂災害警戒区域	65.6%	65.0%	36.3%	64.2%

## (3) 福祉避難所の充実

### ○福祉避難所の指定及び直接避難のための体制整備 (P13~14) 国計画

- ・ 市町は、高齢者、障害者等の要配慮者が避難できるよう、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保
- ・ 市町は、受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、福祉避難所として指定避難所を指定する際に、必要に応じて、受け入れ対象者を特定して公示
- ・ 市町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が直接避難できる体制を整備
- ・ 県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を実施

#### 福祉避難所の確保に向けた令和3年度の取組

##### ①福祉避難所施設改修補助事業

民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するため、入居者と避難者との動線の分離等に必要な改修経費の一部を支援

##### (1) 補助対象

トイレ増設、バリアフリー化等に要する経費

##### (2) 補助率：1/2

##### (3) 負担割合：県1/2、市町1/2

##### ②ひょうご福祉避難所認証制度

福祉避難所となる民間社会福祉施設に対して、災害対応に多大な協力を行っている施設であることを明らかにする認証制度を創設

参考：避難所及び福祉避難所等の確保状況 (R3. 4. 1 時点)

緊急避難場所数	避難所数	うち、福祉避難所数
4,250 箇所	3,573 箇所	1,075 箇所



【福祉避難所開設訓練の様子(丹波市)】



※法指定の有無に関わらず、協定等により 【新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン】 【兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル】 災害時に運用可能な箇所数

## (4) 避難所へのDWA Tの派遣体制の確立

### ○災害派遣福祉チーム (DWA T) の設置 (P14) 国計画

- ・ 県は、災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム (DWA T) の派遣に向けた準備を実施



【避難所における活動訓練の様子】

## (5) 女性の視点を踏まえた防災対策の強化

### ○避難所における女性への配慮 (P14~16) 国計画

- ・ 防災関係機関は、県民への防災知識の普及にあたり、性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識を徹底
- ・ 市町は、備蓄品の調達にあたっては、女性等にも配慮することとする。
- ・ 市町は、避難所の運営にあたっては、男女ペアによる巡回警備など、男女のニーズの違い等双方の視点到配慮

#### R3. 6. 11 大臣メッセージ (男女共同参画・女性活躍担当大臣、防災担当大臣) 抜粋

「～5月17日、『防災女子の会からの提言』が取りまとめられました。提言では、避難所等による性暴力・DVの防止や、～女性の視点に立った被災者支援の推進に加え、災害対策に女性の視点を組み込むための国及び地方公共団体の防災担当部局の体制強化が重要とされております。」

参考：女性による消防団活動の活性化に向けた取組  
女性消防団員向け救急講習等の技術研修 (R3. 7 月実施済) や女性消防団員の活動事例の紹介等を行う研修会 (R4. 2 月予定) を開催し活動を支援



【女性消防団による訓練の様子】

## (6) 新型コロナウイルス感染症等に対応した避難対策の充実

### ①自宅療養者への対応 (P17~18) 国計画

- ・ 県及び保健所設置市の保健所は、平常時から、防災担当部局との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を実施
- ・ 県及び保健所設置市の保健所は、自宅療養者の避難確保に向けた検討・調整を行うとともに、自宅療養者に対し、避難に必要な情報を提供

### ②アプリケーション等を活用した避難所の混雑状況の周知 (P17) 国計画

- ・ 市町は、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知

## (7) 船舶を活用した医療提供体制の整備

### ○実習船の活用 (P18) 県独自

- ・ 県は、県立香住高等学校が保有する実習船「但州丸」を活用し、災害時における物資の搬送、医療従事者の搬送、医療行為 (人工透析等) 等について、医師会・医療関係機関等と連携し訓練等を実施
- ・ 県は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関する法律に基づき国が行う対策を踏まえつつ実習船の活用を検討



【県立香住高等学校実習船「但州丸」】

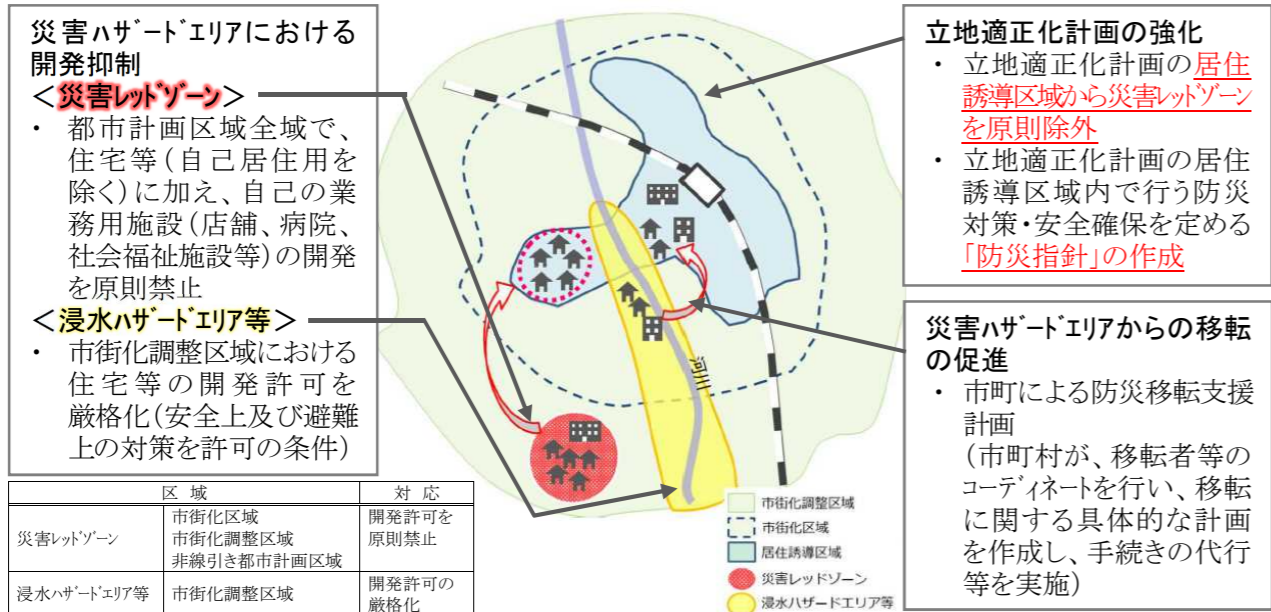
### 3 災害に負けない強靱な県土づくり

#### (1) 災害に強いまちづくりの推進

##### ○防災指針の立地適正化計画への反映 (P19) 国計画

- 県は、市町に対して、防災対策・安全確保対策を定める防災指針を住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設等）の立地の適正化を図る立地適正化計画に位置づけることを促進

##### 都市計画法及び都市再生特別措置法の改正 (R2.6.10 公布) に係る「安全なまちづくり」の内容



\* 立地適正化計画を定めている市町数：10 市町  
 （神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、西脇市、高砂市、朝来市、たつの市、福崎町、太子町）

#### (2) 地震に耐える住まいづくりの推進

##### ○耐震改修事業の拡充 (P19~21) 県独自

- 県は、ひょうご住まいの耐震化促進事業を拡充し、マンションの耐震化等を推進

##### ひょうご住まいの耐震化促進事業の概要

高額な改修費用により住宅の耐震化が進まない等の課題を受け、低コストな改修工事の推進等のための事業の拡充を行い、県内住宅の耐震化を推進

##### <拡充内容>

- 戸建住宅：低コストな改修工事（工事費 300 万円未満）の補助率を 1/3→4/5 相当に見直し
- マンション等：建替えによる耐震化補助制度を創設

※マンションについては、所得要件等を廃止し、補助対象者を各個人から管理組合に変更して手続きを大幅に簡素化

##### <補助メニュー>

	戸建住宅	その他共同住宅	マンション
<b>住宅耐震化補助</b>			
・耐震改修計画策定費補助	費用の 2/3(上限 20 万円)	費用の 2/3(上限 12 万円/戸)	費用の 2/3(延面積ごとの上限有)
・耐震改修工事費補助	工事費の 4/5(上限 100 万円/戸)	工事費の 4/5(上限 40 万円/戸)	工事費の 1/2(上限 25,100 円/㎡)
<b>部分型耐震化補助</b>			
・簡易耐震改修工事費補助	工事費の 4/5(上限 50 万円/戸)	工事費の 4/5(上限 20 万円/戸)	工事費の 1/2(上限 12,550 円/㎡)
・シェルター型工事費補助	50 万円/戸		
・屋根軽量化工事費補助	50 万円(定額)	工事費の 1/2(上限 20 万円/戸)	工事費の 1/2(上限 12,550 円/㎡)
<b>住宅建替補助</b>			
	工事費の 4/5(上限 100 万円/戸)	工事費の 4/5(上限 40 万円/戸)	工事費の 1/2(上限 25,100 円/㎡)

#### (3) 迅速な道路復旧の推進

##### ○道路法に基づく権限代行制度の活用 (P21) 国計画

- 県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、啓開又は災害復旧に関する工事を市町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、道路法に基づき市町管理道路の道路啓開及び災害復旧工事を実施



【道路啓開状況（岩手県宮古市田老地区）】

#### (4) 山地防災・土砂災害対策の推進

##### ○第 4 次山地防災・土砂災害対策計画の推進 (P22) 県独自

- 県は、第 4 次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、人家等保全対策や流木・土砂流出対策、緊急防災林整備を実施
- \* 県では、静岡県熱海市の土砂災害を受け、県内の土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施中（土砂災害特別警戒区域（レッド区域）：R3.8 月末点検完了、土砂災害警戒区域（イエロー区域）：R4 出水期までに点検完了）

##### 「第 4 次山地防災・土砂災害対策計画」の概要 (R3 年 3 月作成)

近年の土砂災害の激甚化、頻発化に対応するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 3～7 年度）」を活用し、引き続き県土の強靱化を推進

- 計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度
- 整備内容

内容	箇所数
人家等保全対策	砂防事業 373 治山事業 365
流木・土砂流出対策	220
緊急防災林整備	100
計	1,058



【がけ崩れ対策(新温泉町三尾、小三尾地区)】

- 令和 3 年度の主な整備箇所
  - 人家等保全対策（砂防事業）：多可町丁田谷川地区（砂防堰堤）、姫路市川西地区（法枠・擁壁工）
  - 人家等保全対策（治山事業）：神戸市灘区六甲山町地区（治山ダム）
  - 流木・土砂流出対策：丹波篠山市大沢地区（治山ダム）
  - 緊急防災林整備：宍粟市上比地地区（本数調整伐採等）等

#### (5) 森林の災害対策の推進

##### ○災害に強い森づくり（第 4 期対策）の推進 (P22~23) 県独自

- 県は、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、第 4 期対策として緊急防災林の整備や里山防災林の整備、都市山防災林の整備等を実施

##### 「災害に強い森づくり（第 4 期対策）」の概要

山地災害危険地区の見直しや災害リスクの高まり等を踏まえ、引き続き災害に強い森づくり（第 4 期対策）を推進

- 取組期間 令和 3 年度～令和 7 年度
- 整備内容

内容	対策面積
緊急防災林整備【一部再掲】	4,636ha
里山防災林整備	1,000ha
都市山防災林整備	200ha
針葉樹林と広葉樹林の混交整備	1,000ha
野生動物共生林整備	1,805ha
住民参加型森林整備	100ha
計	8,741ha



【流木止め施設整備(丹波市)】

- 令和 3 年度の主な整備箇所
  - 緊急防災林整備：多可町大和地区（本数調整伐採）、市川町下牛尾地区（流木止め、本数調整伐採）
  - 里山防災林整備：神戸市北区山田町地区（危険木伐採等）、豊岡市飯谷地区（危険木伐採等）
  - 都市山防災林整備：神戸市唐櫃地区（本数調整伐採）等